

平成28年度 第11回 四国中央市農業委員会
総 会 議 事 錄

四国中央市農業委員会

平成28年度第11回農業委員会総会日程表

- 日 時 平成29年2月3日（金） 午後 1時30分～
- 場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室
- 招集者 四国中央市農業委員会会長 鈴木 和夫
- 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について
- 日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
- 日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第8 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願に対する意見について
- 日程第9 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）

出席委員（32名）

1番	高橋 幸正	2番	藤田 紘正
3番	石川 有利	4番	星川 安徳
5番	長野 祥	6番	石川 邦彦

7番	合田 慎太郎	11番	高橋 裕
12番	山川 不器雄	14番	篠原 義尚
15番	石川 武将	17番	鈴木 登雄
18番	三宅 繁博	19番	武村 喜太郎
20番	武村 美枝子	21番	篠永 貴
22番	三好 忠行	23番	妻鳥 和美
24番	高橋 博	25番	高橋 寅夫
26番	深川 厚	27番	鈴木 博美
28番	高橋 恒男	29番	阿部 恒一
30番	辻 政春	31番	安部 忠男
32番	渡邊 嘉富	33番	坂上 大恭
34番	河村 薫	35番	齋藤 伊勢子
37番	鈴木 和夫	36番	高橋 祥志

欠席委員（3名）

9番	篠原 一志	10番	石川 雅弘
13番	賀田 康臣		

出席した職員

事務局長	曾我部 和司	次長	大西 唯文
次長	近藤 久幸	係長	岡田 昇
係長	岩崎 浩樹		

局長 ご起立願います。

局長 礼、ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会長 何かとご多用のところ、総会に出席いただきまして誠にありがとうございます。今日からお椿さんということで、お椿さんが終わると春が来ると例年言われておりますが、今年は春は早いんじゃないかと思っております。暖かくなれば忙しくなりますが、春は早いと思います。常設委員会の中で収入保険制度、三宅さんがおいでるんですが、農業会議の方でこれを進めているというお話を聞きました。すでに皆さんも聞かれておるんかと思いますが、農業共済は自然災害による保障ということなんですが、これから進めていこうというお話を聞いたのは、収入保険制度というのが、今年から始まるということで、詳しいことはそれぞれの農業共済の役員さん、あるいは農業共済でお尋ねになつたら、詳しくわかるんじゃないかと思うんですが、この制度というのは自然災害だけに限らず、収入金の基準が9割を下回った場合に下回った額の9割を補填するという保険制度です。災害だけでなく今言ったように収入の関係を含めて保障されるということなんですが、ただ掛け金はいると。個人負担はいると。少しなんですが、いるということでございます。その中で基本的には誰でもということではなくて、青色申告をされている方と言われております。こういうパンフレット、おそらく農協、農協経済のパンフレットに詳しく書いておりますので、できましたらこれを見ていただいて、入りたい人、入っておこうという人がおいでましたら、これを利用されたらいいんじゃないかと思っております。米麦については強制加入、米麦に限らずいろんな作物に加入できるということです。みかんとか農業に関係する物は入れるということです。それらは有利なところもあるかと思いますので、これを参考に検討していただいたらと思います。農協に行けば窓口に置かれていると思うので1つもらってきて中を見ていただいたらと思います。それでは総会に入りますが、最後までよろしくお願ひします。

議長　只今の出席委員数は、32名であります。

議長　したがいまして、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長　よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長　開議に入る前に皆さんにお諮りいたします。お手元に議案第2号の追加案件がありますが、これを本会議の議案に追加してもよろしいでしょうか。

委員　(賛成という声、多数あり。)

議長　はい、それでは議案第2号に追加いたします。

議長　これより会議を開きます。議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長　ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、
9番 篠原 一志委員、10番 石川 雅弘委員、
13番 賀田 康臣委員
より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議長　日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長　会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により
35番 斎藤 伊勢子委員、36番 高橋 祥志委員を指名いたします。

議長　日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による
通知についてを議題といたします。

議長　報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 (受付番号37番～42番を議案書により報告)

議長 以上で報告を終わりました。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。別にありますが、3条1番となっています調査票も合わせて説明させてもらいますのでよろしくお願ひします。受付番号1、金田町半田の田1筆につきましては、有償移転で○○さんの経営規模拡大ということになっております。調査票を見ていただくと農地法第3条第2項の部分で1番から7番までありますが、○○さんに関しては農地の利用状況、大農機具、農作業従事者、権利の関係、周辺農地への影響等一切ないということで、許可相当だと思われます。続きまして受付番号2、川瀧町領家の田3筆につきまして、譲受人の○○○さんの規模拡大ということで、条件第1号から第7号に関しましても該当する点がありませんので、許可相当ではないかと思われます。受付番号3土居町上野田1筆につきまして、譲受人の○○さんに関しても経営規模拡大で、条件第1号から第7号に関しても該当がないということで、許可相当だと思われます。受付番号4番から7番までは受人が同じ○○さんになっていますので、一括して説明させていただきます。受人の○○さんは経営面積が630平方メートルくらいしかないので、4番、5番、6番の有償移転に関しまして、所有地の農地についてはきちんと自作されています。4、5、6の面積を足しても第5号の下限面積には達しません。受付番号7番につきまして、賃貸借ですが渡人、○○○○さんですが、この方が3条の賃貸借を結んでいまして、その権利を○○○○さんに渡すという形になって、ここで初めて下限面積を超えるということになっています。まとめて許可相当ではないかと考えておりますのでよろしくお願ひします。続きまして受付番号8、土居町上野の田4筆につきまして、これは無償移転、贈与ですが、尾崎さん親子で、親から子への贈与という形になってまし

て、これに関しましても条件第1号から第7号までの該当する部分が見受けられませんので、許可相当だと思われます。受付番号9、土居町上野の田1筆に関しまして、受人〇〇さんが經營規模拡大ということで農地の利用状況や周辺農地への影響等、該当する部分がありませんので、許可相当でないかと思われます。受付番号10、土居町中村の田1筆については、有償移転ということで、受人〇〇さんです。規模拡大ということで条件的にも第1号から第7号まで該当する部分がありませんので、許可相当かと思われます。続きまして受付番号11、土居町津根の田1筆につきまして、無償移転ということで、〇〇さんから〇〇さん、夫から奥さんへの贈与ということになっています。こちらに関しましても、条件第1号から第7号までについて該当する部分がありませんので、許可相当と思われます。受付番号12、土居町津根の田2筆に関しましては、有償移転ですが受人の〇〇さんなんですが、条件的に自作地としてあるんですが、自分の農地のほとんどが、現状は違反転用ではなかろうかと思われる部分があります。大農機具につきましても耕運機と軽トラックだけでこの面積を耕作することは不可能ではなかろうかと思われます。それと条件の第4号ですが、〇〇さんご本人が農業に従事しているというような事実が認められてないような部分がありまして、これも該当するということになりますので、この12番に関しては保留状態にさせていただきたいと思います。またこの後、担当の農業委員さんからもご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上であります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があれば合わせてお願いします。

議長 受付番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

深川委員 3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番ですが、大部分が荒れた土地なので異議ありません。

議 長 10番

辻 委員 問題ないと思います。

議 長 11番

委 員 異議ありません。

議 長 12番

坂上委員 ○○ ○さん、農業していません。どなたもご存知と思います。農地は多く持っていますが、違反転用が大分あります。農業委員会の方でご指導いただいたらと思います。

河村委員 野田にも1筆あるわけなんですが、番地が1381番、面積が468平方メートルの土地ですが、これは2年前に許可しているんですが、これも違反転用という形で現状は旅行会社タビックスに駐車場として貸している状態です。2年前から改善されていないということで、違反転用という形に現状はなっています。

安部委員 同じく○○ ○さんの農地は基盤整備内に2反半と3反の2筆があり、今まで休耕していたため荒廃していましたが、取り合えず草処理をして自分とこのユンボで全部草を除去した状態が続いていましたが、無断転貸で1年だけは闇小作ということで作っていた状態です。本人は全然作っていません。闇小作で急遽作っていたというのが現状です。

深川委員 他に借地で58アールくらいあるのですが、これは○○ ○さんのおじいさん、母方のおじいさんにあたる人が○○○○さんと

いう方ですが、この方に農地を借り入れるようにして農地を増やしたんじゃないか思います。私は親戚で実際上野の土地についても管理したり耕作している様子は全くありません。以上です。

議長 蕪崎にも○○さんの農地で使用貸借を結んでいるのですが、この田については耕作はされておりますが、使用貸借の契約を結んで以来、耕作は所有者の兄弟がずっと作っているということで、耕作はされているのですが、○○さんが作業をしているところを見たことは一切ありませんし、してないと思います。そんなことで、それぞれの皆さんのご意見もいただいたんですが、そういうことも勘案して質問を受け付けたいと思います。

議長 とりあえずですね、12番については、それぞれの地域にある農地についての説明をいただきました。一括で採決ということも難しいと今考えておりますので、12番については別途ご意見をいただいて採決に入りたいと思いますが、11番までについて、分割をしてですね、採決を取りたいと思っております。

議長 それでは、11番までについて何かほかにご質疑はございませんか。

渡邊委員 11番のご夫婦で経営面積は同じようになっているが、農地の保有は夫婦でしていたのか。

岡田係長 夫婦です。今までの苦労を労ってということで、奥さんの方へ贈与という形をすると聞いております。元々の土地はご主人の土地です。

議長 11番までについて他にご質疑はありませんか。

篠原義尚委員 2番で受人も渡人も川滝町以外の人で、電話で聞こうと思って電話帳に載っていない。個人情報保護の関係で電話番号を載せられないのか。

局長 電話帳のことではないのですが、私の方で説明いたします。この方（受人）は市内の端から端までということなんですが、北野

に何筆か土地を持たれています。もともとある経営農地の44アールが北野にあるんですけれど、この農地については川滝と離れているということで、事務局の方で全部確認に行きました。確認に行ったところ遊休農地になっている所が大半がありました。ということで、本人さんに遊休農地であるということで、経営拡大は認められないと連絡したところ、今、重機を入れて農地にするということで、きっと農地にしております。農業をするという意志表示をされているので、これについては適当でないかということで今回議案として説明させてもらっています。

議長

耕作距離については、西条市からこちらに来るとしても問題ないし、特殊なんですが、東北から千葉県の方へ耕作をしてもかまわないということで、耕作の距離については問題がなからうかと思います。

渡邊委員

こういう物件をどちらの担当の農業委員さんが確認にまわるのかということになるが、土地が川滝町領家で渡人が金田町で受人が土居町津根だということになったら、今からも出てくると思うがどの担当の農業委員がまわるのか。

局長

先月、先々月からやり方を変えていくということでお願いしておりますが、事務局の中でも議論して、今回議案書をお送りする時に、受人の住所地の農業委員に調査票を送付しております。この案件については北野の農業委員に調査書を送付しております。議案書に出ている土地については、所在地の農業委員さんに確認をしていただく、受人については受人の住所地の農業委員さんに確認していただくというスタンスでいったらどうかということで今のところ考えております。

渡邊委員

そんなことをいったら、農業委員同士で連絡を取り合わないといけなくなるのではないか。

局長

経営状態を見てもらうということで、自分の担当区域の中で農業として経営状態がどんなかということを確認してもらうということで受人の方の住所地に送ったらどうかということで、今のところ考えております。

議 長 局長の意見と反対の意見を言うたらいけないんだが、属地主義で本来、経営する土地の農業委員さんが確認してくれると一番望ましいと思うのですが。

局 長 ただ今回、篠原委員のおっしゃるとおり、あまりにも離れてるので全く知見のない方なんですよ。調べようがないというか、調べる手立てがないんですよね。

篠原義尚委員 それともう1つ疑問に思ったのは、地元の人で地元同士だったら、田を控えて、土地を出し合ってトタクターでも通れる道にしている。ただ、外部の人が入ってきたら地元の人が杭を打つたら通れないようになる。その辺を受人の方はわかっているのか、それを心配している。

局 長 その辺については、ご意見をいただいたんですが状態を見れば適格だということで、細かく道が通れないとかということについては、確認はできてないんですが状況的には、表面上というか、適格な状態に見えると判断しております。

議 長 これからおそらく、こういうふうな案件は出てくる可能性もありますが、できるだけ相互の中で連絡を取り合っていただくことが望ましいと思います。一般的には属地主義でその土地のある所の委員さんの意見を聞いて行けばいいのですが、全くわからないということがありますので、これは連携を取りながらやっていくということでお願いしたいと思います。

渡邊委員 事務局を尊重して事務局もある程度、農業委員も了解の中で事務局が動いてくれているので。局長が言っているように農業委員の仕事が方向性が変わってきて、仕事量がものすごく徐々に増えて来るような気がするので、ある程度今までみたいに事務局の判断の中でこれでOK、やばいやつは地元農業委員さんにちょっと見てくださいということでOKを受けることでやっていることを、土地の確認も必要なんだけれど、今から農業委員さん、耕作放棄地のいろんな問題から次々事業量が増えて来る中でこのやり方を、局長の言うことはわからないことはないが、農業委員

の仕事量をそう、どうしても地元の農業委員の意見が必要な場合別として、1件1件全部農業委員は把握せえということになったら益々大変なことになる気がするので。

局長 おっしゃるように仕事量が増えて来るというのは、間違いないと思うのですが、今回の状況を見る中での農地法第3条第2項の関係については、厳格に見ていかなければならない状況というのは、今始まったことではないし、ずっとのことなので、農業経営状態というのが一番大事なことなので、それがわかる所の委員さんに意見を求めるというのが適当ではないかという判断にはなっておりまます。ただ事務局が何もしていないわけではなくて、事務局もそれ相当に確認をしているのですが、経営状態云々になると全く事務局では把握できない状態ですので、その辺については地元の方にお伺いするということで、事態が把握できないなら、できないとそういう返事をしていただいても構わないのですが、事務局がわからない範囲についてはご協力をいただいて調査をするというスタンスを取っていくべきかと思います。今回の件についても経営規模拡大という、今の農地を経営しながらもっと農地がいるということなので、その辺は経営の状態がきちっとしていないと農地の移転ということはできないということにならないと三年三作したら変えるんだという状態を作らせないためにも、厳格な調査を今後はやっていきたいと思いますので、四月から委員さんの改選にもなりますけれど、残ってくれる方も、今回で退任される方も含めて農業委員会はきちんとやっている意識を持って、できたら協力していただいたらと思いますので、これはお願ひなのですがよろしくお願いします。

篠原義尚委員 川滝は今、国土調査が入っている。国調が済めば道幅が確定すれば、何にも文句が言えないが、まだ閲覧までいっていない。ちょっとごねた人がおったら杭打つぞとなってしまう。

議長 不明な所やわかりにくい所は事務局へたずねてもらったら、あと対応していけると思います。でもお互いに協力していただきたいというのがお願いになります。

議長 他にございませんか。

委 員 なし。

議 長 それでは、11番までについて、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって議案第1号は、11番までは原案のとおり許可することに決しました。

議 長 それでは、12番については、いろんなご意見をいただきました。他にご意見ありましたら、お願ひします。

議 長 意見も出尽くしたように思いますが、12番についてはいろいろご意見がありましたが、譲受人の耕作の実態が不明であるとのことであって、農地法第3条第2項第4号の権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合に該当するのではないかと思われます。また、数筆について遊休農地の状態であり、さらにその内の数筆については農地以外の目的で使用している状態であり違反転用と思われます。このようなことから、農地法第3条第2項第1号のその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合に該当すると思われます。したがいまして、農地法第3条第2項第1号に関して違反転用の状態が解消されることが確認できていないということで、今回の総会においては許可保留とし、次回総会で再度審議することにご異議ございませんか。

委 員 異議なしという声、多数。

議 長 異議がないということであれば、拍手をお願いします。

議 長 拍手全員であります。よって議案第1号の12番については、

ただ今のとおり保留ということにさせていただきます。

議長　日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項目的競売に係る買受適格証明願についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。岡田昇君

岡田係長　議案第2号、農地法第3条第1項目的競売に係る買受適格証明願についてをご説明します。受付番号1、中曾根町の2筆の宅地ですが、これは養鶏場がありましてその鶏糞の処理施設がまだ残っている所なんですが、申請人は○○さんで松山地方裁判所西条支部平成27年(ケ)第55号、平成29年2月16日に競売になりますけれど、この申請人の○○さんは農業をされてまして農地法第3条第2項のチェックリストについて該当する部分がございません。施設があるということですが、もし購入できれば、整理して養蜂をしたいということで、ここに巣箱を置いてみたいということです。続きまして別紙になりますが、受付番号2と3に関しまして、中曾根町の田2筆と畠1筆、申請人○○さんですが、松山地方裁判所西条支部平成27年(ケ)第50号平成29年2月16日の競売となっています。この○○さんは金生町下分の方で水稻を主に作っておりますが、チェックリストについても該当する部分がないので適当かと思われます。以上で説明を終わりります。

議長　以上で、議案の説明は終わりました。

議長　これより、質疑にはいります。

議長　委員さんの補足説明があれば合わせてお願ひします。

議長　受付番号1番

武村美枝子委員　1番については、鶏舎としてずっと使用されてなくて、ハウスは離れてありますが、斜めになっている。道から仕事ができない気がするが、そういうこともわかって買われるのか。

岡田係長 一応、現地は見ているそうです。ハウスの方に関しましては、はつきり聞いてないのですが、傾斜地を整備して蜂の巣箱を10箱くらい置きたいという考えを持たれてるみたいです。

武村美枝子委員 ここからあの辺は私有地になっている。ここを使えるかどうか。長いから一方からだけでは仕事ができないのでは。

岡田係長 道路は私有地になるのですか。

武村美枝子委員 あそこは全体が私有地だから。管財人が持っていると思うが、その私有地を使用できるかどうか、知っているのか。

岡田係長 確認して報告させてもらいます。

議長 2番

武村美枝子委員 2番、3番については先月の総会の案件にも出てきたと思いますが、ここで水稻していくのかどうかと思うが、荒れている土地なので。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第3条第1項目的競売に係る買受適格証明願について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第5、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤係長 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。4条は今回1件で55平方メートルでした。受付番号1、土居町北野の案件については、居宅に樹木が生い茂り、近隣から苦情があり管理のため工事車輌が入れる進入路とするものです。調査結果は別紙にありますが、ご確認ください。二種農地であり、転用の確実性や周辺農地への影響等、立地基準、一般基準に合致し適当であると判断されます。以上であります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議長 受付番号1番

鈴木博美委員 異議ありません。55平方メートルを進入路にするのだけれど、譲渡した時に道に残さないといけないということで残した土地です。

議長 他に質疑はございませんか。

委員 なし。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、ご説明いたします。今回2件でした。受付番号1の中之庄の案件については、家庭の事情により資金繰りが困難になり、当初計画者の〇〇〇〇に変わり、兄である〇〇〇〇が太陽光発電施設を継承するものです。立地基準、一般基準ともに合致して適當であると認められます。続きまして、受付番号2、寒川町の案件については、当初計画者が何もせず倒産。継承者であるアイム代表取締役、石川健太郎が資材置場として利用するものです。立地基準、一般基準ともに合致し適當であると認められます。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 委員さんの補足説明があれば合わせてお願いします。

議長 受付番号1番

委員 異議なし。

議長 2番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 なし。

議長 ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍

手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。今回5条は、15件7620.96平方メートルでした。受付番号1、妻鳥町の案件については、受人ネットトヨタ代表取締役、平松龍一は事業拡大とともに駐車スペースが手狭になり、土地を探していたところ、契約内容が一致し今回の申請となりました。立地基準、一般基準ともに合致し、適当であります。受付番号2、上柏町の案件については、住宅需要の多い地域であるので、一戸建て住宅用地として分譲するものです。立地基準、一般基準ともに合致し適当であります。受人、○○○○。続きまして受付番号3、4の上柏町の案件は、住宅を建築したいと土地を探していたところ、最適な場所が見つかったものです。受人、3番○○○○、4番○○○○、立地基準、一般基準ともに合致し、適当であります。受付番号5、上柏町の案件は、太陽光発電に適地である申請地に受人、○○○○が土地を購入し、美国産業株式会社に貸し付けて売電事業を行うものです。立地基準、一般基準ともに合致し適当であります。続きまして、受付番号6、上柏町の案件についても、住宅需要の多い地域であるので、一戸建て住宅用地として分譲するものです。一部駐車場となっていますが、始末書が提出されています。受人、株式会社コスモス、代表取締役、篠原一志。立地基準、一般基準ともに合致し適当であります。次のページ、受付番号7、下柏町の案件は、受人、渡人合致の住宅建設です。受人、○○○○。立地基準、一般基準ともに合致し適当であります。受付番号8、中曾根町の案件については、住宅地に人気のある当地に賃貸共同住宅の申請であります。受人、モ

リヤ合同会社、代表取締役、守谷祐輔。立地基準、一般基準ともに合致し、適當であります。受付番号9、中之庄の案件については、受人、○○○、平成28年9月21日転用許可の案件ですが、分筆線が間違えていることが判明し、その部分を申請するものです。立地基準、一般基準ともに合致し、適當であります。次に受付番号10、中之庄町の案件については、受人の一人、○○○○が美容室として独立するものです。申請地は義理の祖父の所有地を貸してもらうものです。申請地は、整地され違反転用であります。始末書が提出されております。その他、立地基準、一般基準ともに合致し適當であります。受付番号11、寒川町の案件については、先ほどの事業計画変更の受付番号2番と同一の案件であります。立地基準、一般基準ともに合致し、適當であります。受付番号12、土居町津根の案件については、母の所有地に念願のマイホーム建設です。受人、○○○○○。なお、現地は整地され、違反転用であります。始末書が提出されております。その他、立地基準、一般基準ともに合致し、適當であります。次のページ、受付番号13、土居町津根の案件については、受人は現在西条市に居住。業務はプリエールうまの専属司会業をしています。この地に住居及び本店移転をし、マッサージ店舗を併設し新規事業も着手するものです。受人、シャノアール株式会社、代表取締役、吉田雅子。立地基準、一般基準ともに合致し、適當であります。受付番号14、土居町津根の案件については学校近くで、生活環境のゆとりを持つ住宅建設です。受人、○○○○。なお、資材置場となっており違反転用であります。始末書が提出されております。立地基準、一般基準ともに合致し、適當であります。受付番号15、土居町野田の案件については、受人、○○○○。両親と一緒に住んでいるが手狭。隣地を譲ってくれることになったので、マイホームを建築するものです。立地基準、一般基準ともに合致し、適當であります。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。各委員さんの方で何かありましたら補足をお願いします。

議長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

鈴木登雄委員 2番から7番までの住宅の建設等に関しては特に異議ありません。5番の太陽光に関しましても、すでに隣接地に業者さんが太陽光発電を始めてまして、地元の人と水路等、確認いただいたおりますので問題ありません。

議 長 8番

武村美枝子委員 異議ありません。ここも荒地でずっと置いてあった所です。けれど、ただ入る道がないのでどうかと思いますが、大丈夫だと思います。

議 長 9番

篠永委員 9番、10番異議ありません。

議 長 11番

委 員 異議ありません。

議 長 12番

渡邊委員 12、13、14異議ありません。

議 長 15番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

齋藤委員 今回、始末書が多いですね。

議長 多いですね。始末書を付けなくてもいいように委員さん、目を光らしておいてください。お願いします。

議長 他にございませんか。

委員 なし

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第8、議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。近藤 久幸君

近藤次長 農地法第5条第1項の規定による許可後の取消願についてご説明いたします。受付番号1については、議案記載のとおりで、売買契約の内容の認識の相違が発生し協議したが、合意にいたらなかつた案件であります。渡人、○○○○○、受人、○○○○。転用目的は太陽光発電です。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明がありましたら合わせてお願いします。

議長 受付番号1番。質疑ございませんか。

- 委 員 異議ありません。
- 議 長 異議がないということですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。
- 議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は許可相当と認め、進達することに決しました。
- 議 長 日程第9、議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
- 岡田係長 (受付番号1番～9番 議案書により説明)
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの補足説明があれば、合わせてお願ひいたします。
- 議 長 受付番号1番、質疑はありませんか。
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 2番
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 3番
- 委 員 3番、4番、5番異議ありません。
- 議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

齋藤委員 7番、8番は現在、柑橘が植わっていますが、この〇〇〇〇〇さんに関して、事務局とも確認したのですが、新規にしなくて家族経営ということで個人だから個人で名前出していますが、土居町天満なので5反以上ないといけないが、家族の中としているので一応。個人では5反未満ですけど、〇〇〇さんの名前で上げております。異議ありません。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号10番から16番までの再設定について、質疑はございませんか。

委 員 なし

議 長 他に質疑はございませんか。

委 員 なし

議 長 異議なしということですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とともに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第7号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は

すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願ひします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 札、お疲れ様でした。

閉会時間（14：35）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署名人

四国中央市農業委員会

議長 鈴木和夫

委員 斎藤伊勢子

委員 篠崎祥志